

内閣参質二〇一第四三号

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出支援すべきヤングケアラーの発見と具体的な支援の方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出支援すべきヤングケアラーの発見と具体的な支援の方法に関する質問に
対する答弁書

一及び二の1について

政府としては、家族介護者を社会全体で支えることは重要であると考えており、介護や支援を必要とする者に対して、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）等に基づき介護サービスや障害福祉サービス等が適切に提供されるよう、これらのサービス等の基盤の確保に取り組んでいる。

また、厚生労働省において、平成三十年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（以下「実態調査」という。）において作成された報告書を踏まえ、「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」（令和元年七月四日付け子家発〇七〇四第一号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）を発出し、市町村等に対して、ヤングケアラーの概念や実態について周知するとともに、要保護児童対策地域協議会と高齢者福祉、障害者福祉部局等の関係部署が連携を図りながら適切に対応するよう求めているところである。

さらに、現在、支援が必要な子供や家族を適切に把握するためのアセスメントツールの開発等について調査研究を実施しており、その結果等を踏まえ、関係機関と連携を図り、必要な取組を進めていくこととしている。

二の2について

御指摘の「支援すべきヤングケアラー」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、実態調査の報告書によれば、要保護児童対策地域協議会に登録されているヤングケアラーとして把握している子供のうち、調査に対して回答のあった事例について、その発見者は、学校が三十九・五パーセント、保健師が十一・

〇パーセント、地方自治体のケースワーカーが八・四パーセント等となっている。

二の3について

御指摘の「指針等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省においては、「ヤングケアラーへの対応について」（令和元年七月五日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡）を发出し、ヤングケアラーに対する必要な支援が行われるよう、各都道府県教育委員会等に対して、関係機関と連携した適切な対応を求めているところである。

三について

お尋ねについては、市町村や地域包括支援センターにおいて行われている家族介護者に対する相談支援や戸別訪問等の取組を推進しているほか、児童相談所、市町村に設置された子ども家庭総合支援拠点、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校における相談体制等の整備を進めている。また、児童相談所相談専用ダイヤル、二十四時間子供SOSダイヤル等の電話相談窓口を設けているほか、都道府県、指定都市等におけるSNS等を活用した相談窓口の開設等を推進している。

四について

一及び二の1についてでお答えした実態調査は、全国の要保護児童対策地域協議会を対象とした調査である。